

2023年6月12日

新設分割にかかる事前備置書類 (会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号
帝人株式会社
代表取締役社長執行役員 内川 哲茂

帝人株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年5月31日付新設分割計画書に基づき、2023年8月1日を効力発生日として、当社の再生医療CDMO事業に関して有する権利義務を、新たに設立する帝人リジェネット株式会社（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。

当社が、本件分割に関して会社法第803条及び会社法施行規則第205条の定めるところにより、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容

2023年5月31日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 本件分割の対価の定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本件分割に際して普通株式10,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。かかる株式数につきましては、当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社の効率的な管理等を考慮して、この株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 効力発生日以後における当社の債務及び新会社の債務（当社が新設分割により新会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2023年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本件分割の効力発生日においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。さらに、本件分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本件分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新会社の債務の履行の見込みについて

本件分割の効力発生後における新会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本件分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本件分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本件分割の効力発生日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

(別紙)

新設分割計画書

帝人株式会社（以下「当社」という。）は、新たに設立する帝人リジェネット株式会社（以下「新設会社」という。）に対し、当社の営む再生医療 CDMO 事業（以下「本件対象事業」という。）に関する権利義務を承継させる新設分割を行うことにつき、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条（新設分割）

当社は、本計画の定めに従い、本件対象事業に関して当社が有する第 4 条に定める資産、債務、契約その他の権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う（以下「本件新設分割」という。）。

第 2 条（新設会社の定款記載事項）

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙 1「定款」に記載のとおりとする。
2. 新設会社の設立時本店所在場所は、東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号 霞が関コモンゲート西館とする。

第 3 条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

(1) 設立時取締役

中野 貴之、松永 高志、山元 崇、東山 博次

(2) 設立時監査役

野口 昌也

第 4 条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務）

1. 当社は、2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第 7 条に定める効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（その詳細は別紙 2「承継権利義務明細表」に定める）を、効力発生日において新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。
2. 当社から新設会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 5 条（本件新設分割に際して交付する新設会社の株式の数）

新設会社は、本件新設分割に際して、普通株式 10,000 株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に割り当て交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の設立の際における資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 資本金の額 | 金 100,000,000 円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金 3,900,000,000 円 |
| (3) 利益準備金の額 | 金 0 円 |

第7条（新設会社の成立の日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という。）は2023年8月1日とする。但し、当社は、本件新設分割における手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、効力発生日を変更することができる。

第8条（株主総会の承認）

当社は、会社法第805条の規定に基づき、会社法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本件新設分割を行う。

第9条（競合避止義務）

当社は、新設会社が承継する本件対象事業について競業避止義務を負わず、効力発生日以降においても、本件対象事業と競業する事業を行うことができるものとする。

第10条（本計画の変更及び中止）

当社は、本計画作成日から効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、当社の財務状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件新設分割を中止することができるものとする。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

2023年5月31日

大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号
帝人株式会社
代表取締役社長執行役員 内川 哲茂

【別紙1】

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社の商号は下記の通りとする。

和文表記：帝人リジェネット株式会社

英文表記：TEIJIN REGENET CO., LTD.

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 特定細胞加工物の研究開発・製造
- (2) 再生医療等製品の研究開発・製造
- (3) 医療機器の研究開発・製造
- (4) 前各号に関する調査、研究開発、製造、検査等の受託事業
- (5) ヒト及び動物の細胞・組織の保存
- (6) 特定細胞加工物、再生医療等製品及び医療機器の研究開発、製造、販売及び認可に係るコンサルタント事業
- (7) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,000,000 株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主又は株式取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載し又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。但し、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても同様とする。

(手 数 料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。但し、当該基準日株主の権利を害しない場合には、

当社は、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、当該基準日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

- 第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
 - 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、代表取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、株主総会の日1週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その株主総会において議決権を行

使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長になる。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会の決議等の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間、当社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第22条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は取締役会の決議により、若干名選定するものとする。

3 必要に応じて、取締役会はその決議をもって、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

2 代表取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の日の1週間前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会への報告の省略)

第29条 取締役又は監査役が、取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知した場合は、当該事項の取締役会への報告は省略することができる。但し、会社法第363条第2項に基づく報告についてはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第30条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印し、取締役会の日から10年間、当社の本店に備え置くものとする。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任の免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責

任を法令の限度内において免除することができる。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第34条 当社の監査役は1名以上とする。

(監査役の選任)

第35条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任の免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第40条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第42条 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

- 2 配当金には利息を付さない。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2024年3月末日までとする。

(本店所在場所)

第44条 当社の設立時本店所在場所は、東京都千代田区霞が関三丁目2番1号霞が関コモンゲート西館とする。

(定款に定めのない事項)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

【別紙2】

承継権利義務明細表

効力発生日において当社が新設会社に承継させる権利義務は、本明細表に定める当社の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。但し、当該当社の権利義務のうち、本件新設分割により新設会社に承継させるために、関係官公庁（日本国内外を問わない。）の許認可が必要となる場合、又は第三者の同意若しくは承認等が必要となる場合（同意若しくは承認等を得ずに権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行事由若しくは解除事由に該当する可能性があるものを含む。）であって、かかる許認可、同意若しくは承認等が得られないものは承継対象から除外するものとする。

1. 資産

効力発生日の前日の終了時において当社が所有又は保有している資産のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の資産。

(1) 流動資産

現金預金、貯蔵品、前払費用、その他の流動資産（当該終了時において発生済みの売掛金等の金銭債権を除く）

(2) 固定資産

建物、構築物、機械装置、車両運搬具及び工具器具備品等の有形固定資産（建設仮勘定を含む）、電話加入権及びソフトウェア、ノウハウ等の無形固定資産（ソフトウェア仮勘定を含む）、敷金・保証金、長期前払費用等の投資その他の資産

2. 債務

効力発生日の前日の終了時において存在する当社の負債及び債務のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の負債及び債務。

(1) 流動負債

未払費用、預り金、前受金、その他の流動負債（当該終了時において発生済みの買掛金等の金銭債務を除く）

(2) 固定負債

資産除去債務等の固定負債

3. 契約

(1) 本件対象事業に関連する契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務。

(2) 前号に関わらず、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務は承継されない。

4. 雇用契約

効力発生日の前日の終了時において本件対象事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されない。当社は、効力発生日において本件対象事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件対象事業に従事させる。

5. 許認可等

本件事業に関する関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能なものは、当社から新設会社へ承継する。但し、本件対象事業以外の当社の事業にも関連するものを除く。